

清須市若年がん在宅ターミナルケア支援助成

清須市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で療養生活が送れるよう介護サービス利用料の一部を助成します。

◆対象者 以下のすべてに該当される方

- 0歳以上40歳未満の清須市民（児童福祉法に基づく小児慢性特定疾患に係る医療費助成を受けている方は、本事業の福祉用具の貸与及び購入は対象外となります。）
- 末期がんであることを医師が認め、在宅生活への支援及び介護が必要な方
- 市税に滞納のない方
- ※障害福祉サービス等の利用状況により、対象にならないことがあります。

◆対象サービス

- 在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護など）
- 福祉用具貸与（レンタル）
車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器
歩行器、スロープなど
- 福祉用具購入
腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分
- ※サービスの内容は、介護保険制度に準ずるものとします。

◆助成額

- 対象サービスの利用料（1か月上限6万円）の9割相当額を助成します。
- ※生活保護受給者は、上限内の全額を助成します。
- ※全額支払い後、健康推進課へ領収書等を提出し、助成金の交付を受けます。
（事前に交付決定を受ける必要があります。）

◆助成対象期間

- 事前に交付申請し、交付決定の通知を受けた日以降のサービスが対象となります。

【申請窓口・お問い合わせ先】

清須市 健康推進課 健康づくり係

電 話 052-400-2911（代）

E-mail kenkosuishin@city.kiyosu.lg.jp

住 所 〒452-8569 清須市須ヶ口1238番地

◆利用の流れ

①健康推進課に相談（お電話でも可）

ご相談の後、申請書類（申請書・意見書）をお渡しします。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。

②主治医に意見書のご依頼

意見書作成料は自己負担になります。

③健康推進課へ助成金交付申請（郵送でも受け付けますが一度お電話をください。）

【提出書類】

- ・清須市若年がん在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ・清須市若年がん在宅ターミナルケア支援事業意見書（第2号様式）
- ・宣誓書兼市税納入状況確認同意書

④助成金交付決定の通知

助成金の交付を決定したときは、市から交付決定通知書を郵送します。

⑤介護サービス事業者と契約・利用

介護サービス事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。

⑥介護サービス利用料の支払い（1か月分）

介護サービス利用料は事業者へ全額をお支払いください。

領収書とサービス内容・金額が記載された明細書を発行してもらってください。

⑦市に助成金の請求（通常毎月）

交付決定を受けた方が請求してください。

【提出書類】

- ・清須市若年がん在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（第6号様式）
- ・領収書と明細書（介護サービス事業者が発行したもの）
- ・利用状況等確認書（利用回数など利用状況と費用を記入したもの）

※ 年度単位の事業になります。3月までの利用及び請求がある場合は、3月中に健康推進課にご連絡をください。

⑧審査、支払い

助成金は請求から3週間をめやすに指定の口座に振り込みます。

※ 交付決定から1年以上経過した場合は、主治医に確認をお願いすることがあります。